

令和2年度労働災害防止計画

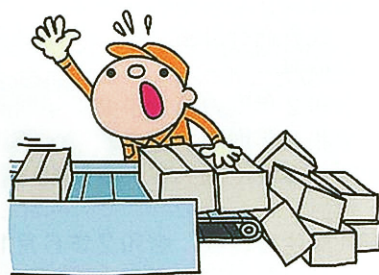
（公社）全国産業資源循環連合会（以下「全産連」）では、「（第一次）労働災害防止計画」を策定し、平成29年度から3か年にわたり各種労働災害防止活動に取り組んできました。

しかしながら、様々な啓発事業等の展開にもかかわらず、計画に掲げた「労働災害による死亡者数及び死傷者数の20%以上減少」の目標は、達成が困難となっている状況から、本計画に掲げた取組を継続的に実施していくことが必要であるとして、今回、「第二次労働災害防計画」を策定して、引き続き取組を強化していくことになりました。

当協会も、上記計画を受けて、毎年、独自の労働災害防止計画を策定し、研修会の開催や啓発資材の配布等の取組を行ってきたところですが、計画の改定に合わせて今回「令和2年度労働災害防止計画」を策定いたしました。

当協会の計画でも、既存の計画を踏襲し、「令和4年度の死亡者数0、休業4日以上死傷者数を20%減少」の目標を掲げ、さらに、「安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させること」を重点実施事業としました。

会員の皆様におかれましても、それぞれの事業活動における労働安全衛生の推進に一層の取組をお願いするとともに、協会としても研修事業の強化等の取組を進めてまいりますので、ぜひ御活用いただきますようよろしくお願いします。



一般社団法人 三重県産業廃棄物協会 第2次労働災害防止計画（抜粋）

○目標

- (1) 令和4年の死亡者数をゼロにする。
- (2) 令和4年の休業4日以上死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。
（令和2年20人以下）

○重点実施事項

安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。

○令和2年度活動目標

「令和4年目標」を達成するために令和2年度における活動目標を次のとおり設定する。

<重点実施事項>

- ・安全衛生規程を作成又は策定を予定している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。
（令和2年度45社以上）
- ・会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して、5%以上増加させる。
（令和2年度168社以上）
- ・協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。
（令和2年度125社以上）
- ・連合会がホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。
（令和2年度83社以上）
- ・法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を前年度に比して、5%以上増加させる。
（令和2年度131社以上）
- ・協会が実施する安全衛生研修会の参加人数を前年度に比して、5%以上増加させる。
（令和2年度37社以上）
- ・安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を5%以上増加させる。
（令和2年度65社以上）

なお、令和元年度労働災害統計速報値（厚生労働省）によりますと、全国の産業廃棄物処理業者における令和元年の労働災害死亡者数は14人、休業4日以上死傷者数は1,402人（平成24～26年の平均1,246人に対してプラス12%）となっており、また、他の産業分野に比して労働災害の発生率が高い状況が続いています。三重県においても、死亡者こそありませんでしたが、令和元年の休業4日以上死傷者数は30人（平成24～26年の平均26人に対してプラス17%）と、全国と同様、増加の傾向となっています。

ちなみに、中央労働災害防止協会の2020年の安全衛生標語は、「健康安全 意識を高め 目指せゼロ災金メダル」となっていますが、労働安全意識向上の取組は延期することなく、不断の継続をしていかななくてはなりません。

三重県内の産業廃棄物処理業における労働災害の発生状況（事故の型別）

	墜落・転落	巻き込まれ・はさまれ	転倒	飛来・落下	無理な動作	激突	突	その他	交通事故	計
平成24年～平成26年	16(1)	18	9	9	6	4	4	6	1	73(1)
平成27年～平成29年	16	9	11	5	5	4	2	7	2	61
平成30年～令和元年	20	12	5	7	4	2	3	7	2	62
8年間の合計	52(1)	39	25	21	15	10	9	20	5	196(1)

死傷病報告による。休業4日以上。（ ）は死亡者数で内数 三重労働局の統計資料を基に作成

国・県の政策・予算に関する要望活動について

協会では、会員の皆様等から寄せられた要望事項を取りまとめ、県議会各会派等の関係団体に対する要望活動を行っています。

本年は、去る7月29日に自由民主党三重県支部連合会、8月27日に新政みえに対し、井上会長ほか協会幹部が出向いて、要望内容の説明と意見交換が行われました。

それぞれの会の冒頭では、井上会長から、これまで提案してきた、県表彰制度の創設などが実現に至ったことなどに感謝を述べたうえで、次の事項について要望を行いました。

- (1) 「産業廃棄物税」において、課税額算定に用いられている減量化率（処理係数）について、新しい処理技術等踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 優良産業廃棄物処理業者が県域を越えて合併等を行う場合、既存の優良認定を失うことのないよう制度を見直すこと。
- (3) 産業廃棄物処理業者が毎年度提出している処理実績報告について、電子manifestoを活用している場合は電子データの提出で報告に代える等、事業者の負担を軽減すること。
- (4) 廃蛍光管等の排出単位の少ない廃棄物の効率的な処理のため、収集運搬業者が利便性の高いサービスを行えるよう、屋内での廃棄物の少量保管に係る合意形成手続きを除外する等の措置を講じること。

要望事項に関する意見交換では、より具体的な内容に掘り下げたご質問もいただき、また、時代の流れや業務の効率性の観点から要望内容は理解する旨のコメント等もいただきました。要望内容に対する見解につきましては、今後、県当局の考え方も聴取されたうえで、ご回答をいただけることとなっています。